三　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び最近の日計表

四　会社分割の当事者が株式会社であるときは、株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証明する書面

五　会社分割の当事者が合同会社であるときは、総社員の同意があったことを証明する書面（当該合同会社がその事業に関して有する権利義務の一部を他の会社に承継させようとする場合においては、社員の過半数の一致があったことを証明する書面）

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

七　会社法第七百八十九条第二項若しくは第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあっては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証明する書面

八　会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であって、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に該当するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証明する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証明する書面

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第三十二条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十条第一項第一号中「（委員会設置会社にあっては、会社法第四百条第四項に規定する監査委員。第百三十四条第一項第六号イにおいて同じ。）」を削る。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第三十三条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号ハ中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第十六条第六号中「第百三十九条の四第十項第三号」を「第百三十九条の四第十項第三号」に改める。

第五十三条中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

九　自主規制委員の職務の執行（自主規制委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第五十三条中第四号を第六号とし、同条第三号中「又は」を「及び」に、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第五十三条第二号の次に次の一号を加える。

三　第一号の取締役及び使用人の他の取締役（自主規制委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（当該特定株式会社金融商品取引所が監査等委員会設置会社である場合に限る。）

第八十一条第一項第四号中「第百三十九条の三第五項」を「第百三十九条の三第六項」に改める。

第八十二条第五号中「第百三十九条の四第四項」を「第百三十九条の四第五項」に改める。

第八十三条第一項中「第百三十九条の四第七項」を「第百三十九条の四第八項」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅会員金融商品取引所における次に掲げる事項

イ　法第百三十九条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第百三十九条の三第六項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

三　吸収合併存続会員金融商品取引所における次に掲げる事項

イ　法第百三十九条の四第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第百三十九条の四第五項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

第八十三条第二項中「第百三十九条の四第九項第四号」を「第百三十九条の四第十項第四号」に改める。

第八十五条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、同条第二号中「第百三十九条の五第五項」を「第百三十九条の五第六項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第百三十九条の五第五項の規定による請求に係る手続の経過

第九十条第一号ハ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改める。

第九十一条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅会員金融商品取引所における次に掲げる事項

イ　法第百三十九条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第百三十九条の三第六項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

三　吸収合併存続株式会社金融商品取引所における次に掲げる事項

イ　法第百三十九条の九の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第百三十九条の十一及び第百三十九条の十二の規定による手続の経過

第九十四条第一項第二号を次のように改める。

二　新設合併消滅会員金融商品取引所における次に掲げる事項

イ　法第百三十九条の五第六項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

ロ　法第百三十九条の十七及び第百三十九条の十九において準用する法第百三十九条の十二の規定による手続の経過

第九十五条第二項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項及び第百三十九条の五第五項」を「第百三十九条の三第六項、第百三十九条の四第五項及び第百三十九条の五第六項」に、「第百三十九条の三第六項、第百三十九条の四第五項、第百三十九条の五第六項」を「第百三十九条の三第七項、第百三十九条の四第六項、第百三十九条の五第七項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　法第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項、第百三十九条の五第五項、第百三十九条の九の二若しくは第百三十九条の十五の二又は会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二若しくは第八百五条の二の規定による請求をした会員又は株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面